

ります。

なお、お手元へ御取付の審直報告書の朗読につきましては省略をさせて頂いた
ります。

(議案審直報告書) 別添参照

まず、歳入全般の内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、固定資産税の償却資産二千円増について質疑があり、理事
より、納税義務者の増と五十九年ごろの経済情勢の明るさから、特に
資本金一億円以上の輸出関連企業での設備投資により約一千二百円増
があったものであると答弁がなされました。

なお、委員より、自動車損害保険三千五百円増の保険の内訳について質疑
があり、理事より、加害者請求であり、示談成立後ではないと請求できないか、
自賠責保険で二千八百九十円三千円程度で、任意保険千三百円増で千円程
度になるかと思うと答弁がなされました。

さらに、委員より、全国的な法人税の減収状況の中における当市の基準財
政収入額への影響について、それと前年度繰越金についての質疑があり、理事

より、当市は法人税の収入額にかかる割合が低いため全国的な影響が大きい
とも、その影響は余り出ていない。前年度繰越金については歳入歳出差し引
きで二億二千三百九十九円となることと答弁がありました。

続いて教育費を除く歳出について内容説明を受けた後、質疑に入りました。
委員より、自治会館組合員負担金六千七百四十円の減額理由についての質疑が
あり、理事より、府中市が収益事業で余計にもらっていることと、組合
員が行った任意寄附金その他繰越金等余剰分約三千二百万円が生じたことから
加入団体に對してその負担金額に比した減額を行ったため、当市分の減である
との答弁がなされ、さらに、委員より、府中市の任意寄附金は毎年あるのか
との質疑に對し、理事より、毎年あるかどうかはわかりませんが、例年いたって
いるようであることと答弁がなされました。

最後に、教育費の内容説明を受けた後、質疑に入りましたが、教育費につ
いては質疑等ありませんでしたので、お諮りいたしましたところ、全員異議なく
原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

として審査報告とさせて頂いたります。

○議長(森田治男君) 次に、建設委員長 木村徳藏君。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名がござりましたので、議事第六十一号 昭和六十一年度福生市一般会計補正予算第四号 歳出予算のうら建設委員会所管分につき審査報告とさせて頂いたります。

なお、お手元と御配付の審査報告書の朗読は省略させて頂いたります。

(議事本審査報告書) 別添参照

まず、理事者の説明の後、質疑に入りしましたところ、委員より、西多摩農業共済事務組合負担金において、共済事務組合に付する全体の経費が福生市に賦課される分賦金の率にどのくらいかとの質疑に対し、これは、地域の九市町村で構成されているが、分賦金、全体の中によめる割合については五・三%に当たるとの答弁がありました。

また、委員より、五・三%というのは毎年変わらぬものか、それとも、年度ごとに変動があるのかとの質疑に対し、理事者より、五十七年度から現在の額に変わっており、六十一年度当初までは五・三%で定めている。今後の見込みについては、国の支出金を東京

都が受ける形で組合の方と交付されてきてあるが、それが年々減少の傾向にあることから、今後、こういった分賦金が若干変更でざるを得なくなるような見込みであるとの答弁がありました。

また、委員より、多摩川河川敷基本調査委託料で、多摩川橋から五日市線までというところでやるのか、福生地域だけでやるのか、もし福生地域だけでないとすると、これは福生市への行政界の変更という将来計画にわたっての調査だと思われるが、その点について説明していただきたいとの質疑に対し、この基本調査については、新しくできた新堤から河川側の部分の調査ということであるが、現在、秋川市の行政区域であるので秋川市より解とより調査をさせていただくということである。境界変更については、その地域の境界が現実にはっきりしていない状況であり、現在、どこが境界線なのか調査してある段階なので、その辺が確定してからいろいろ御相談申し上げて話めさせていた方がいいと思うが、建設省の協議ではある程度占用することについて協議に入っている。ただ、具体的に開発することになると、建設省のほか自然保護団体とか、すでにでき上がっている多摩川河川管理計画というものもあり、そういった物差しの中で開発していくことになるので、市として要望してあることかすべて賄えるかど

うかについては問題が多いうではないかと予想されてゐるとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 次に、厚生委員長 赤星行人君。

(建設委員長 赤星行人君登壇)

○建設委員長(赤星行人君) 御指名をいただきましたので、議案第六十一号について当委員会所管分の審査報告とさせていただきます。

なお、お手元へ御配付されております審査報告書の朗読は省略をさせていただいております。

(議案不審査報告書) 別添参照

まず、不審査審査に当たって理事より内容説明を受けた後、質疑に入りまして、委員より、一六ページ、れんげ作業所の改築の関係で、来年より五人の入所希望者があるというところで結構なことだと思ふ。将来的には総合福祉センター

との絡みもあり、五派のものをつくらなくてはならないと思ふが、今回の改築の内容を

説明してほしいとの質疑があり、答弁として、改築部分は七十七・八四平方メートル、増築部分は五・三三平方メートルで、工事とする部分は合計で八十二・九七平方メートルとなり、建ぺい率が六〇・〇一となり、玄関の左側のスペースがある所が五・三三平方メートルの増築部分となり、現在、物置きがある所を改築して作業所とする予定であるとの答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく不案を原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長(森田治男君) 以上で各委員長報告は終了しました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終了します。

これより議案第六十一号について採決いたします。

不案に対する各委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、各委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十一号は、各委員長報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第六 議案第六十二号 昭和六十一年度福生市国民

健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本会については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名をいただきましたので、議案第六十二号 昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)について審査報告とさせていただきます。

なお、お手元へ御取付されております審査報告書の朗読は省略をさせていただ

きます。

(議案審査報告書) 別添参照

本会審査に当たって理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りましてところ、質疑もなく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告とおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告といたします。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十二号について採決いたします。

本会に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十二号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第七 議案第六十三号 昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本号については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 不村徳藏君登壇)

○建設委員長(不村徳藏君) 御指名でございますので、議案第六十三号 昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算第二号の審査報告をさせて

いただきます。

なお、お手元へ御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、理事者の説明の後、質疑に入りましたが、委員より質疑もなく、その後、

お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告をさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終めます。

これより議案第六十三号について採決いたします。

本号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本号は、委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十三号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(森田右男君) 日程第八議事第六十四号 昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)と議題といたします。

本題については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 不村徳藏君登壇)

○建設委員長(不村徳藏君) 御指名がございましたので、議事第六十四号 昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算第一号の審査報告とさせていただきます。

なお、お手元へ御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議事審査報告書) 別添参照

まず、理事員の説明の後、質疑に入りました。

委員より、業務費のうちパートタイマー賃金、この業務内容について伺いたいという質疑に対し、理事より、このパートタイマー賃金二十三万九千円は、七十三・五日分のうち一日六時間の業務ということに計上した金額であるが、その内容については、給水係

の台帳整理であり、通常四名の職員で行っているが、一名病欠であったため、この程度のパート日数を多摩灯と交渉して了解を得て計上したとの答弁がありました。

また、委員より、第四水源ポンプの取りかえについて、水源ポンプの寿命は何年たつと取りかえる計画があるのか、もし、その計画があるなら、当初計上すべきものではいかと思ふとの質疑に対し、理事より、水源ポンプの寿命は実績から十四、五年が寿命であると思ふが、過去にその程度の時期がたつて取りかえた経緯があり、今度で二度目である。また、多摩灯と協議の結果、補修してもだめという結論になり、新しいポンプを取り入れることで改良費へ組みかえたとの答弁がありました。

また、委員より、配水管新設工事で、新設という言葉を使われているが、これは、入れかえということではなく、全くの新設なのか伺いたいとの質疑に対し、理事より、これについては全く現道路に配水管がない所へ新しく入れるということであるが、その理由として、国道については今まで各個人が相当の金額を出して遠くから引いてきたものと、国道の歩道に配水管を新しく入れることにより、近い所から給水を受けられるようになるということである。また、都道についても同じ理由であるとの答弁がありました。

また、委員より、今の開運で、国道への新設を四百五メートルという説明があったが、それで全部用が足りるのかという質疑があり、理事より、昨年は百七メートルほど入れてあり、今回、当初予算を含めて一千五メートル入れる予定であり、来年は六百二十メートルを入れる予定との答弁がありました。
その後、お諮りいたしましたところ、全会員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くだいますようお願いを申し上げて、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十四号について採決いたします。

本会に対する委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十四号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) この際、日程第九及び日程第十の二案を一括して上程いたします。

日程第九 陳情第六十一三号「非核・中核福生市宣言」制定に関する陳情書

情書

日程第十 陳情第六十一五号「福生市に非核都市宣言を求める陳情書」の二件を一括して議題といたします。

本二件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がございましたので、ただいま議題となっております。

まず、陳情第六十一三号及び陳情第六十一五号につきまして、委員会における

審査の概要を御報告申し上げてます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせて頂いたてます。

(陳情審査報告書) 別添参照

本陳情二件の審査と当たりましては、委員会が冒頭にふ語りし、賛成多数を一括して審査することとしたしました。

まず、委員より、各地において市町村主催の非核都市宣言の行事等が新聞に出ていたが、その後の状況はどうかとの問いに、過去には、中核都市宣言で非核都市宣言など各市町村で行っているが、前回以降の調査は行っていないが、六月の定例会の時点と変化はないと推測しているとの説明がありました。

なお、委員より、今後、調査を進めるための継続とすべきであるとの意見があり、また、さらに委員より、世界に於いて一つの被爆国として採択して宣言すべきであるとの意見もありました。そこで、本会議でも発言がありました陳情第六十一五号中、トマホークの搭載とか、三十二発云々との関係は、陳情者に確認したところ、新聞等から得た情報であり、そのような確信しているとの説明があり、当委員会として、本陳情二件については本日中に結論を出す方向で審査を進め、なお、委員より、

今回、入港したニュージャーシーの核搭載については、軍事専門家筋では九割以上は核が搭載されているものと見ており、本陳情二件は採択して宣言をすべきであるとの意見もありました。

また、委員より、陳情第六十一五号は、内容そのものが核搭載とか、トマホークの三十二発ははかりしてならず、安保協定による事前通告もされていないこと等を考えれば、当委員会では結論を出すことはどうか、趣旨は前回と同じものである。また、陳情第六十一三号も前回と同様の内容となっており、不採択とすべきものであるとの意見が出され、本二件の陳情について個別に採決いたしましたところ、ともに賛成少数でした。よって本陳情二件はともに不採択とすべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告とさせて頂いたてます。

○議長(森田吉男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長が報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田吉男君) 以上で質疑を終了いたします。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。賛成、十一番原敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 陳情第六十一三号「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書について賛成討論を行います。

非核・平和宣言を行っている自治体は、東京で過半数の区と二十六市中二十一市で行っており、着実に増大しつつあります。全国では約千の自治体が宣言をし、非核自治体宣言による関連施策も拡充されつつあります。

戦後四十年を過ぎた現在、広島、長崎の悲劇を二度と繰り返さないために、市民は非核・平和宣言を望んでいるのです。アメリカの巡航ミサイル、トマホークの配備やソ連のSS20ミサイルの配備は、こうした人々の願いを踏みにしり、日本と世界を核戦争の危険に巻き込もうとしています。

福生市は、米軍の極東における最大の基地、横田が存在いたします。横田基地が核通信施設と変化しているとき、いつ市民が核戦争に巻き込まれないとも限りません。核事故が、いつ起るかともわからないという大変危険な基地となっています。

こうい中で核兵器廃絶を求める世論があります。高まっています。

本陳情第六十一三号は、一つは、横田基地におけるあらゆる核兵器、核攻撃手段を任務とする部隊、核攻撃指令通信施設の配備、訓練の禁止と撤去を求めるといふこと、もう一つは、横田基地の夜間騒音、軍用機の市街地上空飛行を禁止し、平和な福生市をつくること、また、広島、長崎の被爆の実像を広く市民に知らせ、核兵器完全禁止の実現を目指すこと、以上を内容とする宣言文としてほしいというものです。

この陳情の総務委員会の審査報告は、すでに世界平和宣言及び非核三原則堅持に関する意見書を議決しているので十分であると報告されておりますが、核兵器がある限り何回でも非核を訴えるべきではないでしょうか。世界平和宣言としている福生市で非核宣言を行うことは当然であるとは私は考えます。

平和を願う市民の要求である本陳情第六十一三号「非核・平和福生市宣言」を採択され、非核・平和のための施策を行ってほしいと意見を述べ、私の賛成討論といたします。

○議長(森田治男君) 引き続き、賛成、十二番遠藤洋一君。

(十二番 遠藤洋一君登壇)

○十二番(遠藤洋一君) 陳情第六十一三号並びに陳情第六十一五号に關して賛成の討論をしたといふふうに思ひます。

今、日本共産党の原案の方からもろる説明があつたというふうに思ひますけれど、東京ではすでに二十六市、あるいは二十三区の間と人どひ過半数を言つていい市や、あるいは区が非核都市宣言をしております。全国三千三百の自治体でも約千という事です。一つ、一つの宣言としては最大のものではないかというふうに思ひます。

實際に、いろいろな自治体が行つております。宣言を調へましたけれども、一番多いのは交通安全都市宣言なんです。次に多いのが非核都市宣言です。そういうことから言いますと非核都市宣言というのは、やはり国民の心ではないかというふうにも思つています。

特に、陳情第六エー五号の中でのトマホークの搭戦をしているニュージャーシーの入港のことに陳情者の中村さんは触れているけれども、やはり核を積んでいる疑惑の非常に強いものが果たしきやむにやまれぬ気持ちから陳情者を駆り立て、陳情に至ったのではないかとはいふふうに思っています。恐らくは、このような考えを持っている市民がた

さん、いろいろではないかとも思います。ぜひ、その辺のところをくみ取っていただき、ぜひ陳情を通していただきたいというふうに思います。

それから、委員長報告の中にもありましたけれども、委員会の審議の中で六月以降、これといった推移がないのではないかと、いうふうには、議会議務局から説明があったんですけれども、実際に調へますと、例えば府中で田無や保谷でも、それから市の予算を便った形での非核、平和祭のようなものも、催されていきます。